

半田市建築工事における週休 2 日制工事実施要領

(目的)

第 1 条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む建築工事の週休 2 日制工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 半田市が発注する工事で、令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する公共建築工事費積算基準を適用する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間（第 3 条(2)）の大部分を占める工事
- (5) その他、発注者が週休 2 日制工事に適さないと判断した工事

(用語の定義)

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

（積算方法等）

第4条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。

また、4週6休に満たない場合については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（対象工事である旨等の明示）

第5条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、現場説明書等へ「週休2日制工事」の対象であることを記載する（別記記載例参照）。
- (2) 工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。

（現場閉所の確認方法等）

第6条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、4週8休を行う旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日制工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

(適正工期の設定等)

第7条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方[※]」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 工事成績評定

週休2日に努めて4週8休以上が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。また、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」の項目において、2点減ずる。

(3) 取組証の発行

(2)により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合(工事完了日までに申し出があった場合に限り)は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(4) 元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(5) モニタリングの実施

週休2日制工事を実施する場合、監督職員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。

また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で監督職員から受注者へアンケート

調査の依頼があった場合は、受注者はこれに協力するものとする。

4週6休未満であった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成30年2月）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式1 (第7条(3)関係)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者 (契約の相手方) 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
最 終 契 約 金 額 ※1	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
引 渡 し 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※2	
週 休 2 日 制 の 形 式	週休2日制工事

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業(PC工事除く)」と記載

(例) PC上部工事の場合は「プレストレスコンクリート工事」と記載

半田市長

印

(別記) 現場説明書等における記載例

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事である。詳細については、「半田市建築工事における週休2日制工事実施要領」を参照すること。
2. 4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、以下の①又は②の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費補正分を減額変更する。なお、4週6休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
 - ① 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数 1.03
 - ② 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数 1.01